

## ○清水町猫の避妊去勢手術費補助金交付要綱

平成26年4月1日告示第52号

(趣旨)

第1条 町長は、住民生活の良好な生活環境の保全を図るため、猫の避妊去勢手術（以下「手術」という。）を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避妊手術 獣医師による卵巣の摘出又は卵巣及び子宮のいずれも摘出する処置をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出する処置をいう。
- (3) 耳カット 獣医師による片方の耳の先端を切り取る処置をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、一般社団法人静岡県動物保護協会の動物愛護ボランティア登録団体若しくは町内に居住する者であって、町内に生息する飼い主のいない猫に前条各号に掲げる処置を受けさせたもの。（町内に居住する者にあつては、町税等に滞納がないものに限る。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、開業している獣医師による手術に要する経費のうち、避妊手術については一匹につき15,000円、去勢手術については一匹につき10,000円を限度とする。この場合において、前条2号に規定する者の、耳カットに要する経費については、これを含めるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、清水町猫の避妊去勢手術費補助金交付申請書（実績報告書）（様式第1号）に猫の繁殖防止処置証明書（様式第2号）及び手術の費用を支払った際の領収書の写しを添付し

て、手術を行った日から起算して30日以内に町長に提出するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の請求をしようとするときは、請求書(様式第3号)を、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、町長に提出するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(清水町犬及び猫の適正飼養事業費補助金交付要綱の廃止)

2 清水町犬及び猫の適正飼養事業費補助金交付要綱(平成19年告示第73号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示は、平成26年度4月1日以後に行った手術及び耳カットに適用し、同日前に処置したものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の清水町猫の避妊去勢手術費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和3年4月1日以降に行った処置について適用し、同日前に行った処置については、なお従前の例による。ただし、令和3年4月及び令和3年5月にあつては、新要綱第3条の規定中「飼い主のいない猫」とあるのは「飼い主のいない猫及び飼い猫」と、同要綱第4条の規定中「15,000円」とあるのは「15,000円(ただし、飼い猫にあつては、6,000円)」と、「10,000円」とあるのは「10,000円(ただし、飼い猫にあつては、3,000円)」と読み替えて適用する。